

平成 26 年度租税滞納状況について

平成 26 年度租税滞納状況がまとまりました。

広島国税局では、適正かつ公平な徴収を実現するため、期限内収納の確保に努めるとともに、滞納となったものについては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、滞納処分を実施するなどして確実な徴収に努めています。

(注) 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。

○ 平成 26 年度租税滞納状況

(単位：百万円)

	A 平成 25 年度末滞納 整理中のものの額 (前期繰越額)	B 新規発生滞納額	C 整理済額	D (A + B - C) 平成 26 年度末滞納 整理中のものの額 (次期繰越額)
全税目	(90.3%) 24,490	(112.7%) 22,565	(104.5%) 23,687	(95.4%) 23,368
所得税	13,618	5,957	6,831	12,745
内 源泉所得税	5,027	1,507	1,596	4,939
内 申告所得税	8,591	4,450	5,235	7,806
法人税	2,710	1,900	2,290	2,320
相続税	751	881	964	667
消費税	7,383	13,709	13,493	7,599
その他税目	28	118	109	37

(注) 1 カッコ内の数値は、対前年度比です。

2 地方消費税を除いています。

3 平成 27 年 4 月及び 5 月に督促状を発付した滞納のうち、その国税の所属年度（納税義務が成立した日の属する年度）が平成 26 年度所属となるものを含んでいます。

4 各々の計数で四捨五入をしているため、合計が一致しない場合があります。

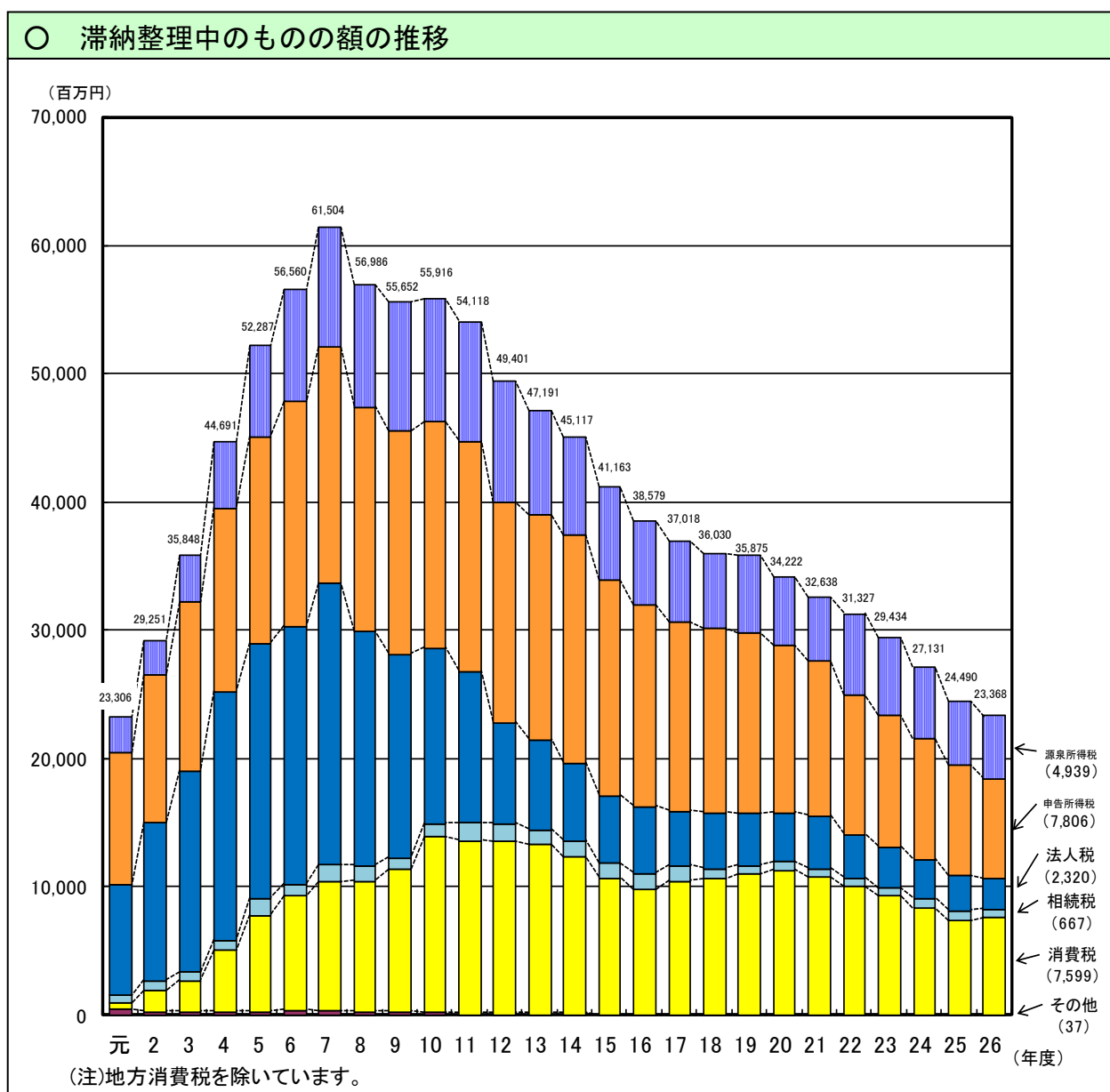
1 滞納整理中のものの額

滞納の未然防止及び整理促進に努めた結果、平成 26 年度末における滞納整理中のものの額は、233 億 68 百万円となりました。

(平成 25 年度 (244 億 90 百万円) より 11 億 22 百万円 (4.6%) 減少)

【ポイント】

- 滞納整理中のものの額は、平成 11 年度以降、16 年連続で減少し、ピーク時（平成 7 年度）の 38.0%になりました。



2 新規発生滞納額

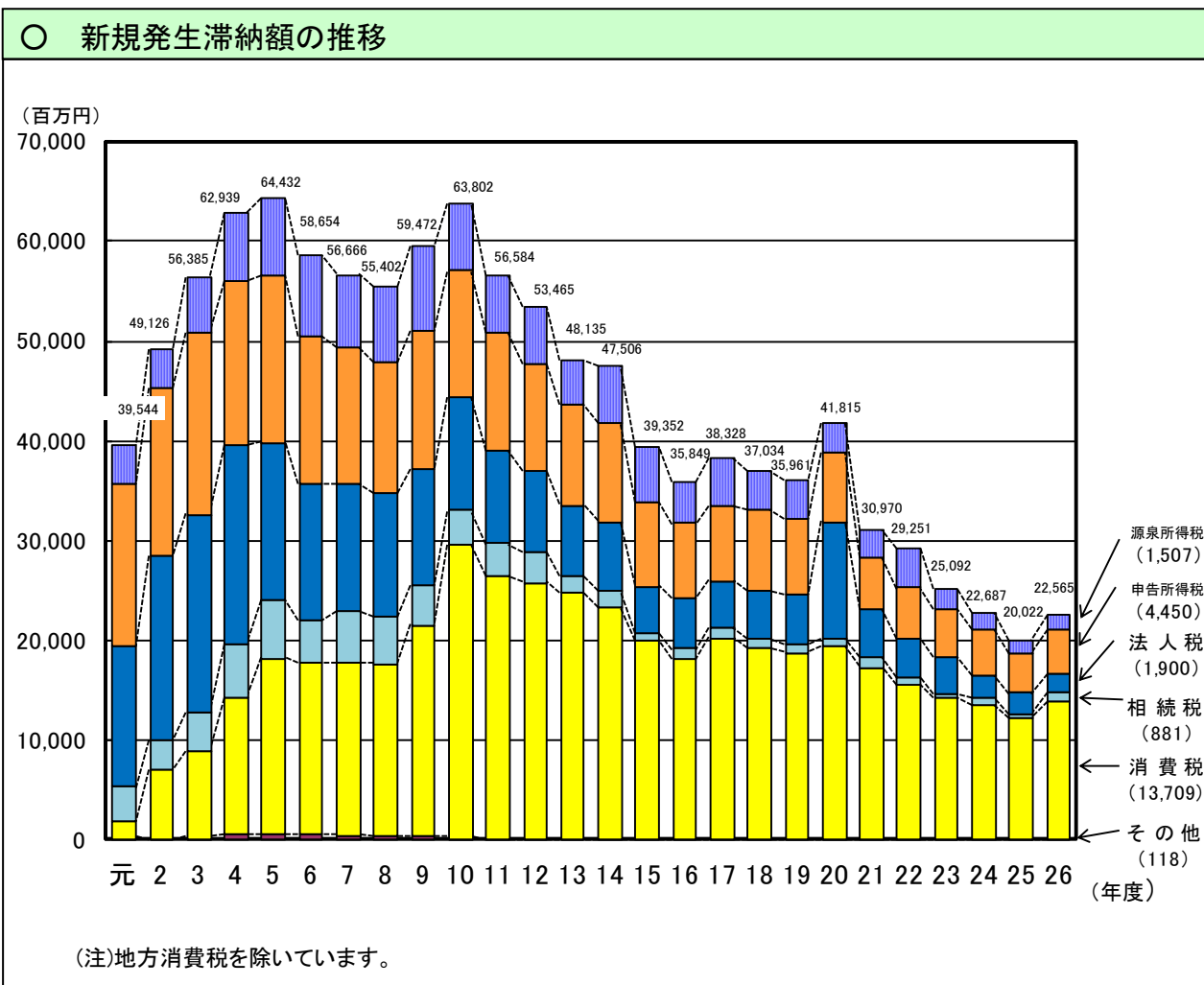
平成 26 年度においては、これまでに引き続き、期限内収納を確保するため、期限内納付に関する広報や納期限前後の納付指導の実施など、滞納の未然防止に努めました。

その結果、平成 26 年度の新規発生滞納額（平成 26 年度に新たに滞納となったものの額）は、225 億 65 百万円となりました。

（平成 25 年度（200 億 22 百万円）より 25 億 43 百万円（12.7%）増加）

【ポイント】

- 新規発生滞納額は、平成 25 年度より増加したものの、過去最も多かった平成 5 年度（644 億 32 百万円）の 35.0%と、引き続き低水準となっています。



参 考

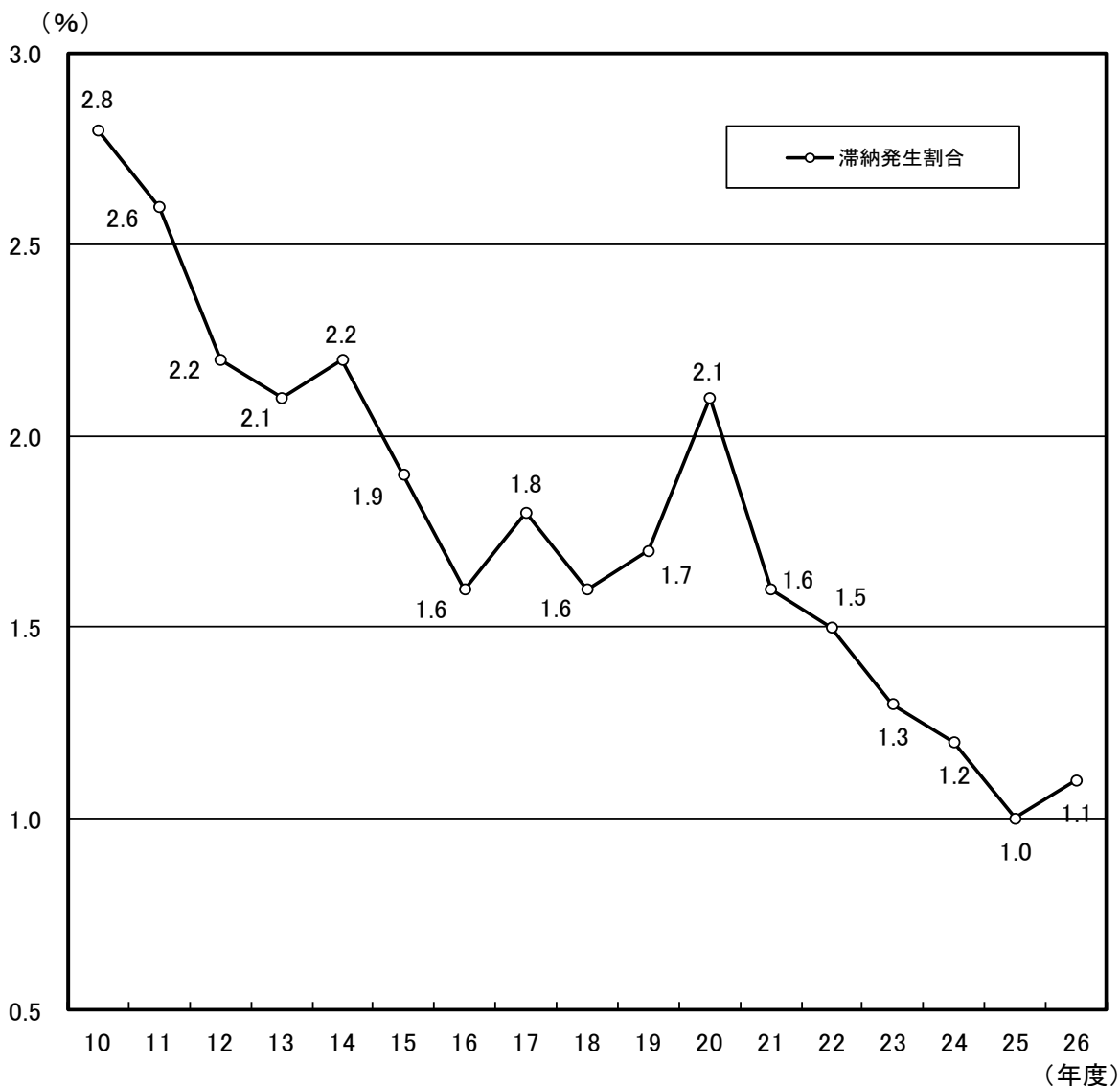
平成 26 年度の滞納発生割合（新規発生滞納額（225 億 65 百万円）／徴収決定済額（2 兆 1,006 億 36 百万円）（注））は、1.1%となりました。

（注）徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものの額をいいます。

【ポイント】

- 滞納発生割合は、平成 25 年度より高くなったものの、前年度に次ぐ低い割合となっています。

○ 滞納発生割合の推移



（注）地方消費税を除いています。

3 整理済額

平成 26 年度においては、これまでに引き続き、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、大口・悪質事案や処理困難事案に対して厳正・的確な滞納整理を実施するとともに、消費税滞納の残高圧縮に向けて、消費税滞納を含む滞納事案を確実に処理することに重点を置いて、滞納の整理促進に努めました。

その結果、平成 26 年度の整理済額は、236 億 87 百万円となりました。

(平成 25 年度 (226 億 63 百万円) より 10 億 24 百万円 (4.5%) 増加)

【ポイント】

- 整理済額 (236 億 87 百万円) は、新規発生滞納額 (225 億 65 百万円) を 11 億 22 百万円上回りました。

